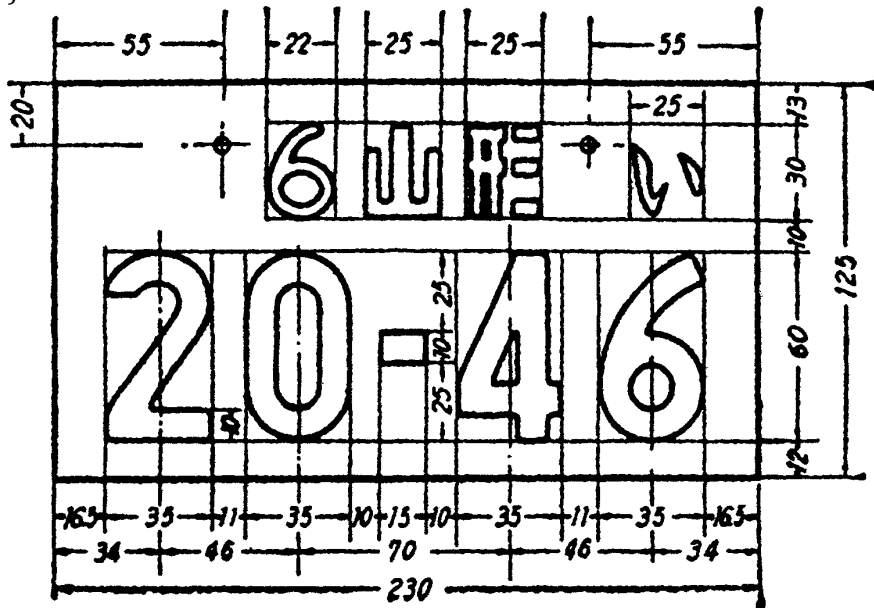
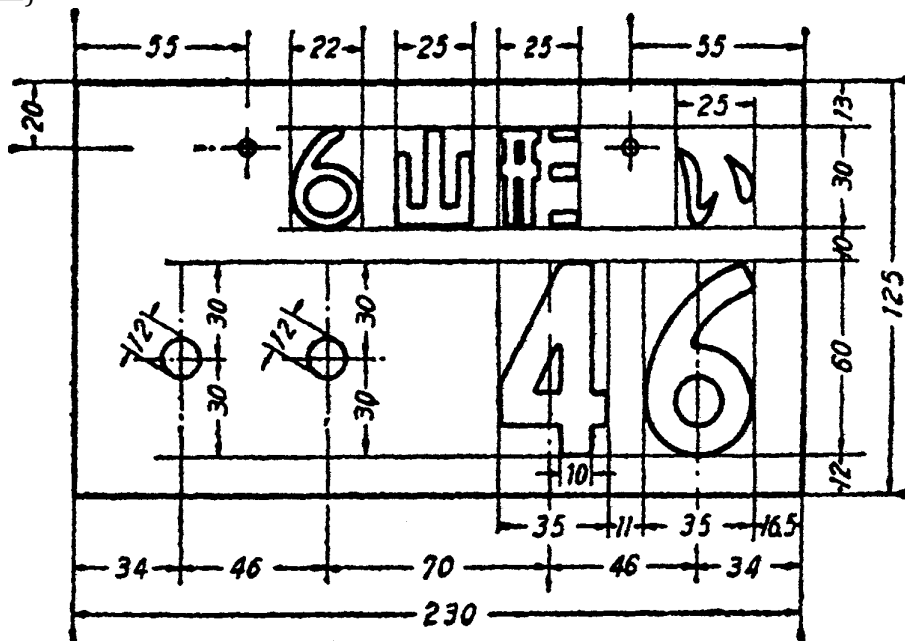


第十四号様式(車両番号標)(第六十三条の二関係)

(その一)



(その二)



備 考

- (1) 車両番号は、図示の例により表示すること。この場合において、数字が四桁であるときは図(その一)、数字が三桁以下であるときは図(その二)の例によること。
- (2) 車両番号は、浮出しとすること。
- (3) 車両番号標の塗色は、事業用自動車にあつては緑地に白文字とし、自家用自動車にあつては白地に緑文字とすること。
- (4) 運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所を表示する文字が、三文字の場合((5)に規定する場合を除く。)は当該文字の横の長さは22ミリメートル、四文字の場合は17ミリメートルとすること。
- (5) 運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所を表示する文字が三文字の場合(第二文字目がケであるときに限る。)は、当該ケの縦の長さは24ミリメートル、横の長さは19ミリメートルとし、それ以外の文字の横の長さは22ミリメートルとすること。
- (6) 寸法の単位は、「ミリメートル」とする。